



令和5年7月27日

担当課	市民生活課/空家対策課
担当者	村中/高木・山部
電話	435-1025/435-1091
内線	2289/2810

－ 和歌山市の独自支援制度 － 改正民法による越境した竹木の枝の切取りについて

近年、隣の土地から境界線を越えて竹木の枝が伸びてきた場合、自分で切り取ることはできないことが全国的に問題になり、令和5年4月施行の改正民法により、竹木の所有者に切ってもらおうという原則を維持しつつも、一定の場合には枝を自ら切り取ることができるようになりました。和歌山市では、法改正後の新しいルールに沿った解決の仕方や催告書の例なども盛り込んで、市ホームページ（ページ番号：1050951）などで分かりやすく紹介します。

竹木の枝の越境などに関する相談窓口もございますので、ぜひ、ご参考にしてください。

1 主な改正の概要（民法第233条）

【施行日】令和5年4月1日

【改正点】越境された土地の所有者は、次のいずれかの場合には、越境した枝を自ら切り取ることができるようになった。

- ① 竹木の所有者に枝を切除するよう**催告**したが、相当の期間内に切除しないとき。
- ② 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
- ③ 急迫の事情があるとき。

2 和歌山市の対応

◆ 法改正後の新しいルールに沿った解決の仕方を、**催告書の例**なども盛り込んで分かりやすく紹介しています。

※催告書の例（お隣から木の枝が越境してきた場合）：別紙のとおり

◆ 隣が**空き家**の場合には、相談を受けた**市が、空き家の所有者に適正な管理を促す文書の送付も行います。**

3 竹木の枝の越境などに関する市の相談窓口

【改正民法での枝の切取りに関すること】

市民相談センター（弁護士等による相談）Tel 435-1025

【空き家の草木の越境に関すること】

空家対策課 Tel 435-1091

○ 市ホームページなどで紹介する内容の一部

催告書の一例

令和〇年〇月〇日 文書を発送する日

〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 隣地の竹木所有者
〇〇 〇〇様

和歌山市〇〇〇14番地 ご自身(土地所有者)
〇〇 〇〇 ㊟

拝啓 突然のご連絡失礼いたします。貴殿の隣地を所有し、居住しております〇〇です。

さて、大変申し伝えにくいことなのですが、現在、貴殿の土地（和歌山市〇〇〇13番地）の東側にある枝木が茂っており、私の土地（和歌山市〇〇〇14番地）まで越境した状態です。 隣の土地の地番 越境の現状

これまでご近所同士ということもあり、ご連絡は遠慮していたのですが、ますます茂る枝木の落ち葉が雨樋を詰まらせるようになり、日常生活にも困るようになっております。そのため、越境した枝木を切除していただきたく、思い切って通知をさせていただいた次第です。 自身の土地の地番 被害の内容

つきましては、手前都合ながら、令和〇年〇月〇日までに何とぞご対応いただければ幸いです。もし、ご都合が付かないようでしたら、ご一報いただければと思います。 発送日から2週間程度は必要です 期限付きの依頼

なお、ご対応いただけないときは民法第233条の規定により、私の方で越境した枝木を切除することになりますが、何分素人であるため、不格好な形になりますことをご容赦ください。 民法で対応する旨を通知

敬具

※上記は一例です。ご自身の状況に合わせて内容を変更してください。

ご自身での枝の切り取りに関して判断が難しい場合などは、専門家にご相談ください。市では無料の相談を実施しています。

○相談専門員や弁護士による相談は
市民相談センター ☎435-1025

お隣が空き家で所有者が分からない場合は、市から所有者に対して適正に管理するよう文書送付も行います。

○空き家の草木に関するご相談は
空家対策課 ☎435-1091

